

循環型社会推進審議会委員募集要項

1. 循環型社会推進審議会の概要

① 名称

亀岡市循環型社会推進審議会

② 概要

一般廃棄物の排出抑制、分別の徹底による減量化、循環資源化及び適正処理等に関する総合的、かつ計画的な方策について市長の諮問に応じ審議する諮問機関です。

※ この審議会は、意見を聴聞するための機関であり、法的な拘束力を有する意思決定機関ではありません。従って、この審議会で審議され決定もしくは答申された内容が必ずしもそのまま実現するわけではないことをご理解ください。

③ 委員構成(予定)

12名【内訳】学識者3名・市民代表6名(うち市民団体公募代表2名、個人公募2名、推薦団体2名)・事業者代表1名・教育関係2名

④ 会議の回数

必要に応じて開催

⑤ 委員任期

委嘱の日から2年間。

2. 募集条件及び応募資格

① 募集人数

市民団体公募分 2団体2名程度(各団体代表1名)

② 報酬

日額 9,700円/人

③ 次の条件を満たす方

(ア) 市内で活動し、清掃やリサイクルなどに関わりのある分野で活動や取り組みを行っている団体。

(イ) 法人市民税等の滞納がない団体。

(ウ) 代表者が、本市のほかの審議会などの公募委員に2件以上就任していないこと。

(エ) 代表者が、市議会議員及び本市の職員でない方。

④ 以下の要件に該当しない団体

(ア) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体

(イ) 行政の施策や推進において、暴力や反社会的手段及びその他の方法でそれらを妨げようとする若しくは妨げた団体

3. 提出書類

① 循環型社会推進審議会委員応募申込書(別記様式)

② 法人登記のある団体については登記簿の写し又は団体定款に類するもの

※ 継続して応募される団体については不要

- ③ 市税完納証明書(非課税団体においては、非課税申告書(様式は任意とする))
- ④ 団体の構成者名簿(市民個人公募の応募者と重複しないかの確認用)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

4. 提出期限、提出方法及び提出先

① 提出期限及び提出方法

令和7年8月13日から令和7年9月17日までの日(土、日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに持参または郵送

※ 郵送の場合は最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 書類の分割提出は認めません。

② 提出先

亀岡市資源循環推進課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8

5. 選考の基準

提出書類を審査の後、次に掲げる事項を総合的に考慮した上で市民団体代表委員(以下「委員」という。)として採用します。

なお、応募団体が多数の場合、口頭試問及び面接等を実施する場合があります。(実施する場合は、個別に通知します。)

- ① ごみや資源のリサイクルなど、身近なごみなどに関心を持つ団体。
- ② 市内及び市外の清掃関連の知識に加え、関連法令を熟知もしくは熟知しようという意思を持つこと。
- ③ 市の財政事情なども考慮し、その上での的確な意見が述べられること。
- ④ なるべく多くの団体から公平に広く意見を募るという考え方から、選考においては、当審議会委員の未経験者を優先します。
- ⑤ 「ゆう・あいプラン2021」に基づき、審議会委員の男女比率を各50%に近づけるため、公募以外の審議会委員の男女比率に基づいて男性もしくは女性を優先することがあります。

6. 選考結果の通知

採否については、書面により通知します。

7. 事前説明会の開催

審議会委員を希望される方への事前説明会の実施予定はありません。詳細について説明を希望される方につきましては、事前に連絡をいただければ対応いたします。

8. その他

- ① 提出された書類は返却しません。
- ② 申請に要する費用はすべて申請者の負担とします。

③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

9. 問い合わせ先

亀岡市 環境先進都市推進部 資源循環推進課 サーキュラー推進係(TEL:55-5305)